

【トリチウム汚染水（ALPS 処理水）海洋放出の政府方針決定に際する「救援関西」の見解】

**ALPS 処理水の海洋放出の政府方針決定に抗議し、撤回を求めます！
海洋放出は「風評被害」のみならず実害であり「故意の加害行為」です！
漁業者をはじめ「関係者との約束」を反故にする決定は許せません！
太平洋に「生きる」全ての人々と連帯し海洋放出を断念させましょう！**

私たちは、チェルノブイリ原発事故被害者への支援と交流に30年にわたって取り組んできました。「繰り返さないで、チェルノブイリ」と、チェルノブイリ事故被害者とともに訴えてきたにもかかわらず、日本政府の原発推進を止めることができずに2011年の東電福島第一原発で重大事故を招いてしまったことは痛恨の極みです。私たちは福島事故後の10年間、チェルノブイリとフクシマを結んで、さらにヒロシマ・ナガサキをはじめ世界の核被害者とも連帯し、核被害者の健康と生活を守り、人権と補償を確立することを目指して、国内外の多くの皆さんとともに活動してきました。「もうこれ以上、放射能汚染と核被害を拡大させないでほしい」というのは、世界の核被害者の共通の思いです。

私たちは、世界の核被害者とともに、日本政府によるALPS 処理水海洋放出の方針決定に強く抗議し、撤回を求めます！

コロナ感染急拡大の中、国民の反対意見を無視し、官邸主導で強行決定した暴挙

4月13日、福島県と全国の漁業関係者をはじめ、多くの国民、世界の人々の反対にもかかわらず、政府は、東電福島第一原発の敷地内のタンクに溜まり続ける多核種除去設備等[ALPS]処理水を、平均500倍にも薄めて約30年にわたり太平洋に放出し続ける方針を「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で決定しました（「東電福島第一原発におけるALPS 処理水の処分に関する基本方針」以下、「基本方針」と表記）。ALPSで除去できない高濃度のトリチウムと炭素14、そして完全には処理しきれない60種以上の放射性核種を含む「処理水」は「放射能汚染水」です。国策で進めた原発で重大事故を起こした上に、大量の汚染水を発生させた責任を取ろうとせず、さらなる放射能汚染と被ばくを人々に強いる、このような政府方針を、私たちは決して受け入れることはできません。

4000件を超えた、ALPS 処理水の取り扱いに関するパブコメの約7割が「処理水の安全性への懸念」を表明していたにもかかわらず、方針決定と同日にやっと公表された「ご意見に対する政府の考え方」は、海洋放出の「結論ありき」で、国民の意見を真摯に受け止めて検討した形跡は微塵もありません¹。漁業者をはじめ多くの国民、そして世界中の人々の反対によって、昨年10月には見送った方針決定を、その後も国民的議論を一切行わず、この新型コロナ・ウイルス感染の新たな急拡大の中、官邸主導で強行したのは、「民主主義」のルールをも無視した、許し難い暴挙です。

漁業者の「断固反対」に連帯～政府は「関係者」との約束を守れ

全国漁連の岸会長は福島県漁連の野崎会長と共に、ALPS 処理水海洋放出への「断固反対」を4月7日に、菅総理に改めて直接申し入れました。それにもかかわらず、4月13日に海洋放出の方針決定がなされたことに対し「到底容認できない」と強く抗議する「会長声明」を発し、「今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない」と述べ、「アルプス処理水について関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「明確な回答」を国は覆したのかと問い質しました。そして「福島県のみならず全国の漁業者の思いを踏みにじる行為である」と糾弾しています。福島県漁連の野崎会長も「海洋放出を容認することはできない」と改めて表明し、「理解なしにはいかなる処分も行わない」との国・東電との約束に反する方針決定を強く批判しています。福島県だけでなく、茨城県、宮城県、岩

¹ 「他核種除去設備等処理水の取り扱いに関する書面での意見募集の結果について」（令和3年4月13日、廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局）

手県からも漁業者の強い反対の声が上がっています。私たちは、福島と全国の漁業者の抗議と反対に心から連帯します。

反対している「関係者」は漁業者だけではありません。4月30日、福島県の漁連、農協、森林組合、生協連は、「国民・県民の懸念や反対の意志表明に対して十分な回答や説明がなされないばかりか『関係者の理解なしには如何なる処分も行わない』という約束を反故にする極めて不誠実な決定であり極めて遺憾である」との「共同声明」を発しました。

福島県の内堀知事は、4月15日、「関係者に対する説明と理解」などを求める要請書を経産省に提出し、県民の反対や不安の声を背景に「原発事故後の県民の努力が水の泡になってしまうとの懸念が広がっている」「（処理水処分の）状況が整っているとは考えていない」と述べています（4月23日、菅首相との会談後の記者会見）。いわき市長は、4月14日、同市を訪問した経済産業副大臣に「関係者や国民の理解が得られていない」中での決定は「遺憾であり、現時点で承服できるものではない。」と述べました。福島県内の多くの市町村議会では、これまでも、海洋放出への反対や懸念の決議が採択されていますが、4月27日、南相馬市議会で、政府の方針決定の撤回を求める決議を全会一致で可決しました。また5月21日、いわき市議会でも、漁業者をはじめ関係者の「理解を受けた上」での「処分方法の再検討」、「当面、陸上保管を継続」することなどを求める意見書が採択されました。

政府は、これらの福島県をはじめ全国の人々の強い反対と懸念の声に、改めて耳を傾けるべきです。そして、漁業者をはじめ「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「約束」を守り、ALPS 処理水の海洋放出の方針を撤回すべきです。政府は「基本方針」で「復興と廃炉の両立」を「大原則」として謳っていますが、漁業者をはじめ関係者との「約束を守る」ことなしに「復興と廃炉の両立」などあり得ません。

ALPS 処理水の海洋放出は「風評被害」でなく「実害」、「故意の加害行為」

「基本方針」では「風評影響を最大限抑制」する「対策を講じてもおお風評被害が発生した場合」は、東電が「賠償」するとしています。しかし、長期にわたる意図的な汚染水の海洋放出を前提にした「賠償」など、論外です。福島の人々が訴えているように、そもそも汚染水の海洋放出は「風評被害」でなく「実害」であり、「故意の加害行為」です。昨年秋の意見聴取で、今後必要な対策を問われた岸全漁連会長は、「海洋放出しないことに尽きる」ときっぱり回答されましたが、まさにそのとおりです。事故によって既に大量の放射能が撒き散らされ、故郷の海や山、田畑が汚染され、農林水産業、観光業など、あらゆる産業に従事する人々に被害がもたらされたのです。事故から10年、塗炭の苦しみを味わいながら、生活と生業の再建に努力してきた被害者に、さらになる放射能汚染を押し付けるような形での廃炉作業は受け入れられません。

事故原発からの放射能放出は、法令で担保されている「敷地境界線量年1mSv」を超える「法令違反」

政府は「基本方針」で、「各種法令等を厳格に遵守する」としています。しかし、事故によって放出された大量の放射能による汚染のために、福島第一原発の施設周辺の地域は高濃度に汚染されたままであり、その汚染された環境からの外部被ばく線量だけでも、法令で担保されている「敷地境界での線量限度年1mSv」が遵守できない状態がいまだに続いています。（事故を起こした東電福島第一原発は「特定原子力施設」に指定されていますが、「法令」では「周辺監視区域」の規定²は事故を起こしていない「実用炉」³と同じであり、即ち「敷地境界での線量限度は年1mSv」⁴です。）法令遵守ができていない現状に、さらに「敷地境界線量の上乗せ」となる放射性物質の敷地外への放出は、濃度や経路の如何に

² 平成二十五年原子力規制委員会規則第二号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の保護に関する規則、第二条 第二項 六号

³ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、第二条 第二項 第六号

⁴ 核燃料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示、平成二十七年八月三十一日、原子力規制委員会告示 第八号（周辺監視区域外の線量限度）第二条 一 実効線量について一年間につき一ミリシーベルト

ならず、決して「法令遵守」ではありません。

政府は「基本方針」で、「消費者等の懸念を少しでも払拭するよう」処理水を希釈してトリチウム濃度を「サブドレン等の排水濃度の運用目標（1500Bq/L）と同じ水準とする⁵」、これは「告示濃度限度の40分の1」「WHOの飲料水水質ガイドラインの7分の1程度」であると「安全性」を強調し、「ICRPの勧告に沿って従来から定められている規制基準」（液体廃棄物の告示濃度）を下回れば法令遵守であるかのように主張していますが、それは違います。既に述べた通り、トリチウム等の放射性物質を含む汚染水であるALPS処理水を福島第一原発から海洋放出することは、どんなに希釈して流しても「法令」に反する行為であることに変わりありません。

「各種法令等を厳格に遵守」するというのは虚偽の説明であり、国民を欺くもの

「法令」を遵守できないほどの原発周辺の放射能汚染が続く現状の下で、原子力規制委員会は、できるだけ「リスクを下げるため」に「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること」という「措置を講ずべき事項について」の「決定」を2012年11月に出しました⁶。しかし、これは「平成25年（2013年）3月までに」という期限付きの「指示事項」であって「法令」ではありません。事故によってもたらされた原発敷地周辺の高い放射能汚染を無視して、現時点で敷地内から出る放射線による被ばくのみを計算して「年1mSv以下」にするようにという「指示事項」が達成できても、それより上位にある「法令」で担保されている「敷地境界での線量限度年1mSv」を遵守していることにはなりません。それにも関わらず、ALPS処理水の海洋放出が、「各種法令等を厳格に遵守」した処分法であるかのように説明するのは、虚偽の説明であり、国民を欺くものです。

事故被害者にさらなる被ばくを押し付ける「ALARAの原則」に基づく廃炉作業は受け入れられない

政府は「基本方針」で、国際放射線防護委員会(ICRP)が示す「ALARAの原則に基づき、放射性物質によるリスクを最大限低下させるよう取り組んでいる。」「リスク低減活動として廃炉」を進め、「その一環として」に汚染水の「リスク低減に努めてきた」と述べています。「ALARAの原則」は「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。」というもので、「利益と損益」を天秤にかけ、被ばく人数や線量が原子力産業の利益を損なわない範囲内であれば「合理的」とであるとみなし、その範囲内で「低く保つ」べきだというICRPの「放射線防護」の考え方です⁷。いわば人々の健康と命を「金勘定」するもので、住民や労働者の健康を守ることを最優先にする防護の考え方ではありません。「ALARAに基づくリスク低減活動としての廃炉」とは、福島事故の被害者である住民や労働者にさらに被ばくを押し付けながら、東電の利益は損なわないように廃炉作業を進めるという考えです。私たちはこのような「ALARAの原則」に基づく廃炉作業や汚染水処理を受け入れることはできません。

⁵ 東電の「サブドレン及び地下水ドレン」の海洋放出の「運用方針」（2015年）では、「地下水以外は混合経済しない（希釈しない）」とされています。これは高濃度の放射性物質含む地下水等を海洋放出させないため、漁業者や福島県民と東電との「約束」でもあります。しかし、この高濃度の放射性物質含むために海洋放出しなかった地下水が、トリチウム汚染水の約6%を占めており、トリチウム汚染水を海水で薄めて放出するということは、高濃度に汚染した地下水を「希釈しない」とした「約束」にも反します。

⁶ 平成24年11月7日原子力規制委員会決定「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」

⁷ 政府が繰り返し強調している「ICRPの勧告に沿って従来から定められている規制基準」は、その基準以下なら人体や環境に「影響がない」「安全」ということではなく、原発・核燃料サイクルを推進していく上で、原子力産業の利益を損なわないように、「ALARAの原則」に基き、経済・社会的要因を考慮して定められた基準です。

難航する廃炉作業～汚染水の海洋放出を急ぐ理由はない

また、「基本方針」では、「廃炉作業が着実に進展している」と書いてありますが、これは事実ではありません。福島第一原発では、2号炉のデブリ取り出しのための機器がコロナ・パンデミックのために英国から予定どおりには届かず、また2、3号炉の格納容器の蓋の高汚染が明らかになるなど、デブリ取り出し作業の見通しも立たず、「10年以内にデブリ取り出し着手」とした廃炉の「中長期ロードマップ」の見直しも迫られるような事態になっているのは周知のことです。「基本方針」で述べられているように、汚染水保管タンクの存在が「今後の廃炉作業の大きな支障」となっているのではありません。デブリ取り出し準備に必要な施設等の用地確保を急ぐために、汚染水保管タンクの増設ができないという東電の説明の根拠そのものが破綻しています。廃炉作業を進めるために、ALPS 処理水の海洋放出を急がなければならない理由の一つもないのです。

ALPS 処理水は福島第一原発の敷地内で厳重に陸上保管するべき

政府と東電が今やるべきことは、ALPS 処理水の「安易な、そしてより安価な処分法」である海洋放出の準備を進めることではなく、汚染水の発生そのものを抑える（原子炉建屋への地下水や雨水の流入を防ぎ、またデブリを冷却するための格納容器内への注水を減らすなど、デブリに触れて生じる高濃度の汚染水を減らす）抜本的な方策を講じることです。そして、トリチウム以外の放射性物質が高濃度に残る汚染水（全体の約7割）の二次処理を行い、ALPS 処理水は福島第一原発の敷地内で厳重に陸上保管することです。（半減期12.3年のトリチウムの減衰を待つことができる。）また、労働者の被ばく防護を十分に行った上で、現存するタンクや配管の安全確保のための保守点検をしっかりと行うことです。

炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の汚染水の処理は世界でも「他に類がない」

政府は、「基本方針」で、海洋放出は「日本及び世界中の稼働中の原子力発電所や核燃料サイクル施設で日常的に実施」されていて「技術的に実現可能であり（現在の廃炉ロードマップの）時間軸の目標を達成できる」とIAEAが評価した（2020年4月のレビュー報告）ことを引用し、IAEAの「お墨付き」が得られたことを強調しています。しかし、重大事故を起こした福島第一原発で発生した汚染水のALPS処理水は、通常運転の原発から放出されているトリチウム等を含む液体廃棄物とは、量も質も異なるものです。重大事故を起こした原発で、炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の放射性汚染水を「処理」して、さらに大量の海水で薄めて「計画的」に数十年にわたって海洋放出するような「処分方法」は、日本でも諸外国でも前例がありません。IAEAも「ALPS処理水の安全かつ効果的な処理は、何十年にもわたる、他に類のない複雑なケースである。」と、同報告書で述べています。

トリチウム年間放出量は事故前の10倍、他の核種も放出される～海洋生物・生態系への影響懸念

政府は「放出するトリチウムの年間の総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値（年間2兆ベクレル）を下回る水準になるように放出を実施」とし、「この量は、国内外の他の発電所から放出されている量の実績値の幅の範囲内である」としています。しかし、事故前に福島第一原発から実際に放出されていたトリチウムの量は、年間約2.2兆ベクレル（2010年）であり、これまでの「実績」の10倍量ものトリチウムを約30年間にわたって、事故原発から放出し続けるというのです。実際に福島県沿岸の魚介類や生態系へ及ぼす影響は、これまでの「実績値の幅の範囲内」として片付けてしまうことなどできません。また、ALPS処理水には、トリチウムだけでなく完全には処理しきれないストロンチウム90（半減期30年）なども（ICRP勧告に沿って定められた「安全に関する基準値を確実に下回る」程度に）検出されており、これらの核種も「大幅に希釈」したとしても海洋に放出され、生態系に影響を及ぼす可能性があります。

また、東電は、2020年8月になってやっと、ALPSでは処理できない炭素14の存在（全ベータとそれまでに測定したベータ核種ごとの測定値の合計との乖離が認められ、炭素14の寄与を無視できなくなった）を公表しました。炭素14は海洋放出された場合、無機・有機の様々な化合物として環境・生態系に拡散・分布し、生物に様々な濃度で取り込まれます。炭素14は食物連鎖の中で容易に濃縮される

ことが確認されており、また、半減期が 5,730 年と長く、長期にわたる環境への影響が懸念されます。

政府の一面的な「安全宣伝」～トリチウムの生物影響はより大きいとの国際的見直し議論には触れず

政府は、トリチウムは「自然界に広く存在し」「水と同じ性質で、体内に入っても 10 日程度で半分が排泄され」「有機型トリチウムでも、多くは 40 日程度で半分が排泄される」「国内外の原子力施設からも、各国の規制基準を遵守しつつ放出されて」いるが、「共通に見られるトリチウムが原因と考えられる影響は見つかっていない」等々⁸、トリチウムの海洋放出の「安全性」を一面的に国民にアピールする説明を繰り返し、宣伝を強めています。しかし政府は、トリチウムの人体における体内動態モデルの見直しや、トリチウムのベータ線の生物学的効果が従来の評価よりも 2 倍以上大きいことを示す実験結果が数多く報告される中で、現在、ICRP も線量係数の再検討を迫られている（子供を含む一般公衆の年齢階層別線量係数は未だ改訂作業中）など、トリチウムの生体影響が従来の評価よりも大きい可能性があることについての国際的な科学的議論には、なぜか一切触れようとしません。

ALPS 処理水放出は放射性廃棄物の故意の海洋放出～「ロンドン条約・議定書」締約国として規制すべき

ALPS 処理水放出は、放射性廃棄物の故意の海洋放出であり「ロンドン条約・議定書」の趣旨と条項に従って、締約国である日本政府の裁量で規制すべきです⁹。また、ALPS 処理水の海洋放出は、「我が国として、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としない」とした原子力委員会決定（1993 年 11 月 2 日）にも反するものです。しかし、政府は「海洋放出と海洋投棄は違う」との詭弁を弄し続け、国内外からの批判に真摯に答えていません¹⁰。このような日本の「身勝手な」決定に対して向けられている、近隣諸国や太平洋を共有する国々の政府や市民からの批判と抗議は当然のことです。

ALPS 処理水海洋放出は、福島、日本だけでなく、太平洋に「生きる」全ての人々に対する人権侵害

「有害廃棄物特別報告者」「環境と人権特別報告者」など 7 名の国連人権理事会特別報告者も、2021 年 1 月、「福島第一原発の汚染水管理の結果は、生命、最高水準の健康、水及び大勢の人々が依存している伝統的食糧に対する人々の権利を侵害し、影響を受ける地域の環境、並びに地元の人々をはじめ、近隣コミュニティの住民たちだけでなく、福島県から遠く離れた土地の人々に悪影響を及ぼす。」と指摘して、日本政府に対して共同コミュニケーションを送りました。そして 4 月 15 日には「100 万トンもの汚染水の海洋環境への放出は、日本の国内及び国境を越えた関係者の完全な人権の享受に対し、かなりのリスクを負わせるものである」と批判しています。

「太平洋諸島フォーラム」事務局長は、「南太平洋非核地帯条約」（ラロトンガ条約）¹¹の受託者として、4 月 13 日に、「日本政府が、福島第一原発から ALPS 処理水を太平洋に放出すると決定したことに対し、私たちの深い憂慮を表明」するとの声明を発表しました。声明では、「ラロトンガ条約は、この地域が放射性廃棄物及びその他の放射能問題による環境汚染から免れるように保持することを定めている。」と述べられ、昨年 12 月の締約国会議で「2011 年の福島第一原発事故による環境影響への懸念を思い起こし、日本に対し、太平洋へのどのような危害の可能性についても対処するために、必要な、あら

⁸ 「他核種除去設備等処理水の取り扱いに関する書面での意見募集の結果について」（令和 3 年 4 月 13 日、廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局）

⁹ 「トリチウム汚染水の海洋放出はロンドン条約等違反である」（長沢啓行）、若狭ネット第 182 号、7～19 頁[2020 年 7 月 1 日]も、ぜひご参照下さい。 <<http://wakasa-net.sakura.ne.jp/pre/news/182.pdf>>

¹⁰ 2020 年 12 月の「ロンドン条約・議定書」の締約国会議はコロナ・パンデミックのためにオンラインとなり、議題の多くが先送りになった。日本の福島第一原発からの「汚染水海洋放出問題」は、2019 年の「条約遵守委員会」で問題になり、2020 年に継続して議論されるはずだった「遵守委員会」は 2021 年に延期された。韓国が全体会議の「主な議題」の中で、この問題を提起したが議論はされなかった。2021 年 4 月に開催された「科学的グループ」会合でも、韓国が問題提起したが、日本は「ロンドン条約・議定書の議題ではない」と、従来の主張を繰り返して議論を拒んだと報道されている。

¹¹ 太平洋地域での度重なる核実験による放射能汚染と、1980 年代の日本による同地域への低レベル廃棄物の海洋投棄計画への反対等を背景に締結された「非核地帯条約」。太平洋諸島の国々及び、オーストラリア、ニュージーランドが加盟（11 カ国）、米英仏露中の 5 核兵器国も調印している。

ゆる手段を取るようにと強く主張した」ことが紹介された。そして「環境、健康、そして経済的影響への可能性も含む、私たちの『青い太平洋地域』への危害の可能性に対処するための手段が、（日本によって）十分には取られていないと、私たちは考えます。私たちの漁業や海洋資源は、太平洋に暮らす私たちにとって、決定的なもの[命綱]であり、保護されなければなりません。」と訴えています。

太平洋をこれ以上、放射性物質によって汚染することは、太平洋に「生きる」全ての人々の人権を侵害する行為であることを、日本政府は肝に銘ずるべきです。原発重大事故を起こした日本政府と東電が、太平洋に生きる人々、さらには全ての生命の、「核汚染から免れ、健全な環境を享受する権利」をこれ以上侵害することを許してはなりません。

以上をふまえて、私たちは、5月16日付けで、以下の項目を日本政府に要請しました。

1. ALPS 処理水の海洋放出の方針決定を撤回すること。
2. 「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした「約束」を守ること。
3. ALPS 処理水は福島第一原発の敷地内で、安全に万全を期して陸上保管すること。
4. 海洋放出の方針を撤回した上で、改めて国民的議論を保証し、方針決定の透明性を確保し、国民の意見を誠実に政策に反映できるように、福島県及び、全国各地で「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会を開催すること。
（このような議論の場の開催は、コロナ感染拡大の中では制限を余儀なくされるため、国民的議論にはさらに十分な時間をかける必要があることに留意すること。）
5. 今後、東電福島第一原発の廃炉過程において、放射性廃棄物の海洋への意図的放出など、太平洋に生きる全ての人々の人権を侵害する行為を決して行わないこと。

2021 年 5 月 22 日

「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」